

建設業許可・経営事項審査電子申請システムでの申請等における 奈良県収入証紙による手数料の納付について

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(以下「電子申請システム」)で申請を行う際、奈良県収入証紙(以下「証紙」)により手数料の納付を行う場合は、下記により手続きをお願いいたします。

- ① 証紙は必ず、電子申請システムから出力した貼り付け欄に貼付してください。
※提出者が特定できない場合は受け付けられません。
- ② 消印はしないでください。
- ③ 証紙は郵送により下記へ提出してください。
※ 建設業許可の更新申請の場合も下記へ提出してください。
※ 書留又は簡易書留で送付してください(郵便局による補償額にご注意ください)。
※ 封筒に「建設業関係電子申請手数料」と朱書きしてください。
- ④ 証紙の到着後、建設産業課で確認を行ってから受付処理を行います。
- ⑤ 証紙に関する一般的な事項(販売場所等)については下記を参照してください

奈良県会計局 HP www.pref.nara.jp/15533.htm

【送付先・問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県庁 建設産業課

電話 0742-27-5429

FAX 0742-27-5313